

## 相模原市地域学校協働活動推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域学校協働活動推進事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、学校(相模原市立学校の設置に関する条例(昭和39年相模原市条例第30号)本則の規定により設置された学校をいう。以下同じ。)、家庭、地域が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の一体的な推進を目指して、社会全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3条 本事業は、学校や地域の実情に応じた次に掲げる内容で実施する。

- (1) 地域住民や保護者等が、ボランティアとして学校と連携・協働を行う体制の整備
- (2) 地域交流を推進する取組や、学校と協働する活動の企画実施
- (3) 学校と各種施設・組織・機関、企業等との連携・協働のネットワークの構築と強化
- (4) 地域の教育力の向上に資するための普及啓発活動や、本事業に係る広報活動
- (5) その他本事業を実施するために必要と認められる活動

(地域学校協働活動推進員)

第4条 事業の円滑な実施及び運営を行うため、本事業を実施する学校区に社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 推進員に関し、必要な事項は別に定める。

(地域学校協働本部)

第5条 本事業の実施のため、地域学校協働本部(以下「本部」という。)を設置することができる。

2 本部には、以下の役員を置く。

- (1) 代表1名 本部の総括
- (2) 会計1名 経理会計事務

(3) 会計監査1名 会計の監査

(事業の委託)

第6条 教育委員会は、本事業の実施に当たり、第3条各号に掲げる項目について本部に委託することができる。

2 本事業の委託に関し、必要な事項は別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。